

峡北広域行政事務組合公告第4号

下記1の入札公告をした工事について、下記2のとおり公告内容を一部訂正する。

平成29年11月7日

峡北広域行政事務組合
代表理事 内藤 久夫

記

1 対象工事

公 告 日 平成29年10月27日
公告番号 峡北広域行政事務組合公告第2号
工 事 名 峡北広域行政事務組合旧庁舎解体撤去工事

2 訂正内容

Ⅱ 一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

〈訂正後〉

(3) 解体工事業又はとび・土工工事業について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を有している者。

ただし、とび・土工工事業においては、解体工事業の新設に伴う経過措置を適用するものとする。